

社会福祉法人 たかおか万葉福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 たかおか万葉福祉会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 当法人職員として職員給与を支給している役員等には、報酬、賞与及び退職手当を支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給するものとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員等旅費支給規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成29年 6月 26日（評議員会の日）より施行する。

別表1（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円